

ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動<sup>(1)</sup>  
——序論的考察——

川畑 博昭

はじめに

近代と新大陸の「遭遇」の歴史が示すように<sup>(2)</sup>、ラテンアメリカの近代史を法の領域から見ようとする場合にも、ヨーロッパとラテンアメリカには「近代の陽画と陰画の関係<sup>(3)</sup>」として描かれる構図が当てはまるだろう。ラテンアメリカ諸国が主権国家としてスペイン、ポルトガルから独立した後の立法作業においては、常にこれらの「宗主国」をはじめとするヨーロッパ諸国の法制度が参照されていた。そしてまた、法の「先進国」たるヨーロッパが「途上国」としてのラテンアメリカ諸国にとっての模範となり、「先進国」も「途上国」への「法制度の移植」に懸命であった。とすれば、ラテンアメリカの近代法制史全体において、広い意味での「法整備支援」の側面は皆無とまでは言えないだろう<sup>(4)</sup>。

ところで、こうした「法整備支援」が明確な主体と目的を持ってラテンアメリカで展開されるのは、1960年代から70年代に米国で生まれた「法と開発」研究／運動によってであり、ラテンアメリカは、まさにその「社会的な実験場 (social laboratory)<sup>(5)</sup>」であった。周知の通り、ラテンアメリカ諸国は19世紀初頭の独立期に既に、西欧に範をとった憲法を制定し、クーデタ、軍事政権、独裁といった政治的混乱と憲法典の変転を経ながらも、自らの立憲秩序を確立してきた地域である。20世紀において近代化論を理論的の骨子として法整備支援を展開した米国自身、そうした法の歴史を踏まえた上で公法分野における法整備支援は困難であると判断し、その対象をもっぱら私法とりわけ経済法の分野に限定した経緯がある<sup>(6)</sup>。そして、こうしたラテンアメリカ地域に対する法整備支援は支援主体や対象の変容を伴いながらも、これらの国々が「グローバル化」に伴い押し進める「司法改革」の領域において、腐敗防止、裁判官育成、市民の司法参加の観点から今もなお存在し続けている。

このようにラテンアメリカ地域が、1960年代から70年代にかけて幅広く展開された米国の「法と開発」研究／運動の最大の対象地域とされていたことは、開発法学の分野では今や周知のことながらであろうが、その実態の紹介となると日本では未開拓分野に属すると言ってよい<sup>(7)</sup>。以下では、1960年代から70年代に展開された米国の「法と開発」研究／運動のありようを、ブラジルおよびチリの事例を通して見た後、現代における事例としてペルーを取り上げる。そしてこれらの事例における評価を概観した後、ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動を把握する

ための視角を示す。したがって本稿の考察は、米国の「法と開発」研究／運動の性格と意味を、可能な限りラテンアメリカ諸国の現実の文脈に位置づけて捉えるために必要な視点を提起することに限定する。何よりもそれは、先ずこうした作業こそ、ラテンアメリカ諸国の法を専門とする筆者の最初の課題と考えるからである。

## 1 ラテンアメリカにおける「法と開発」の事例

1960年代から70年代に展開された米国の「法と開発」研究／運動が主要な対象としたのはブラジルとチリであり<sup>9)</sup>、いずれの場合においても、当該国家における法制度改革が「法学教育」の分野を中心におこなわれた点では共通している。

### (1) ブラジルの事例

1960年初頭から、ブラジル国内の一部の若い法学者によって法学教育の危機とその制度的改編の必要性が強く認識されていた<sup>9)</sup>。これに関して当時、ブラジルのUSAIDリーガル・アドヴァイザーを務めていたトゥルーベック (David TRUBEK) のイニシアティブの下<sup>10)</sup>、米国国際開発庁 (USAID: The United States Agency for International Development) およびフォード財団 (Ford Foundation)、そしてとりわけ経済学の分野においてブラジルのジェトゥリオ・ヴァルガス財団 (Fundação Getúlio Vargas)<sup>11)</sup> の援助によって、米国型法学教育方法 (ケース・メソッド) の導入による法と経済 (会社法) の分野での専門家養成が図られることになる<sup>12)</sup>。こうした試みは、1966年、グァナバラ大学法学部 (現リオ・デ・ジャネイロ州立大学法学部) における法学教育研究調査センター (Centro de Estudos e Pesquisas no Ensino do Direito、以下CEPEDと略称) の設立によって具体化していくことになるが、そこでは、米国法学者が客員教授としてブラジルに派遣され、CEPEDプログラム参加者の中からブラジルにおける法制度改革を担いとうと目された主要な人物には、米国内の大学法学部における法学教育を実際に見る機会が与えられていた<sup>13)</sup>。CEPEDの財政資金に関しては、大部分が米国機関の管理下にあり、ブラジル側の自主的管理は大幅に制限されていたと言われる<sup>14)</sup>。CEPEDは1967年から、リオ・デ・ジャネイロ・カトリック大学において行われていた「法と開発」分野における修士課程を設置するにあたり、その制度設計にCEDEP経験者が深く関わっていた。同修士課程においては、商法 (会社法 *Direito de Empresa*) と開発法学 (法と開発 *Direito e Desenvolvimento*) のコースが設けられ、前者において財務会社法弁護士や公共部門の法律家の養成が目的とされたのに対し、後者は法学研究者の養成を目的とし、同コースは法学と社会科学のより広範な統合 (broader integration of law and the social sciences) と法学教育改革へ向けられていた<sup>15)</sup>。1972年にCEPEDとカトリック大学との間での協定によって、CEDEPがカトリック大学における開発法学コースの修士課程プログラムを支援することが取り決められ、こうしてブラジル国内の法学部への「部分的『浸透』 (partial “penetration”)」が見られるようになる<sup>16)</sup>。翌年には、CEPEDが独自で行っていた養成プログラムを打ち切り、CEPEDのメンバーは同大学において法学教育およびその改革に携わって行った。

さて、「トロイヤの木馬 Trojan horse」ではなく「トロイヤの字馬 Trojan colt」(傍点は引用者)<sup>17)</sup> と称されたこのCEPEDの試みは、ブラジルにおける法整備支援プログラムをブラジル国内の大学

法学部の外部で企図し、それが十分に成熟したのちに各大学へ紹介し<sup>(18)</sup>、拡大していくことを狙ったものであった。CEPEDの下での法学教育改革は「開発主義的 (developmental)」と見做されており、そこでは、自由かつ多元的な、概して善なるものとしての国家モデルと、一貫して「国家規制型自由資本主義 (state-regulated liberal capitalism)」的な経済モデルが前提とされていた<sup>(19)</sup>。米国は、法が社会の諸制度を機能させる役割を果たしていないとして、ブラジル法文化の特徴を「法と社会の乖離」と理解し、それがポルトガル植民地時代以来の形式主義や教条主義的な法学教育によるものであるとしていた<sup>(20)</sup>。米国はこうした法文化に対して、ケース・スタディ型の法学教育・法曹養成を適用することによって、「経済発展のための手段」としての法の意義をブラジルにおいて根付かせることに眼目を置いていた。しかし、当時のブラジル国内の大学法学部においては、変革への抵抗と現状維持の雰囲気支配的であったと言われており、逆にだからこそCEPEDという外部からの改革方式がとられたのであった<sup>(21)</sup>。

## (2) チリの事例

ブラジルのCEPED設立とほぼ併行して、米国の「法と開発」研究／運動はチリにおいても具体的な法分野への支援プログラムを通じて具体化されていた。チリでも同様に、国内における一部の法学者によって法学教育および研究の近代化の必要性が強く認識されていた<sup>(22)</sup>。「チリ法律プログラム (Chile Law Program、以下CLPと略称)」と名付けられたこの法分野への支援は、フォード財団およびスタンフォード大学が中心となってチリの法学教育のために行った財政的支援および法学教育研究交流プログラムを指す。CLPの起源は、首都サンティアゴにあるチリ国立大学法学部長のベラスコ (Eugenio Velasco) がフォード財団に宛てた書簡で、チリにおける法学教育改革および法学教育交流のための財政的支援を要請したことに端を発す。フォード財団は1966年2月、2名の法学者をチリに派遣し<sup>(23)</sup>、彼等によって、チリの法学教育分野で指導的役割を担い得る法学者の間で、大規模な法学教育改革への強い関心とその用意が存在するという調査報告がフォード財団へなされた結果、新たに国際法律研究所 (International Legal Center) を設立し、CLPに関与していくことになる。同研究所による支援は、1967年、68年、69年に実施されるプログラムの実施に向けられたものであり、これに上述のチリ国立大学のほかに3つの大学<sup>(24)</sup>の法学部長が中心となって参加した。

チリ側の改革案は次の点を骨子としていた。すなわち、①伝統的な従来型の「受動的」講義方式からの脱却と学生による活発な討論型の「能動的」方式への移行、②実務家によって授業が行われている（したがって、彼等は週に授業のある時にしか大学へ来ない）法学部の実態から脱却し、常勤の教授および研究者によって構成される法学部への質的転換、③法学研究センターとして存在する法学部、④チリの社会経済問題と関連づけられた法学教育および研究、⑤新たな法学教育研究プログラムに必要な法学図書館の設立やサービスの提供といったインフラ整備、である<sup>(25)</sup>。これに対して米国側からは主として、米国におけるチリ人法学教育研究者の研修の必要性、能動的教授法のための教材および方法についての理念が不明確である点が指摘された<sup>(26)</sup>。

そこでCLPの中心的な部分を成したのが、1967年から3年間スタンフォード大学で実施された法学セミナーであり、この3年間にチリ人の大学教授、助教授、助手などの計20名が米国に派遣

された。彼等は6週間の英語集中コースで学んだ後、10週間のセミナーに参加した。彼等はこの中で、米国人法学者の指導の下に4つのプロジェクトに取り組むことが予定されており、それは各段階でセミナーでの議論の素材ともされていた<sup>(27)</sup>。

ところが2年目において、チリ人の参加者が、CLPは同プログラム参加経験者がチリを拠点に運営することでより効果的になり得ると提案したことを契機として、各法学部長や国際法律センターの支援を得て、サンティアゴに法学教育調査研究所 (Instituto de Docencia e Investigación Jurídicas) が設立された。これがCLP最後の1969年に機能し始めることによって、CLPの主導権は米国からチリへといわば「北から南へ」と移動し<sup>(28)</sup>、1974年にフォード財団からの財政支援が終了するまで、法学教育調査研究所はCLPによって習得された法学教育方法論の普及に当たることになったのである。

### (3) 現在の法整備支援——ペルーの事例

1960当時の事情からすれば、支援主体も支援対象領域も異なるとはいえ、ラテンアメリカ諸国においては、今日でも「法整備支援」が行われている。「他者による法分野への介入」という表象に着目する時、それが内包する典型的困難さと問題点の一例は、1990から2000年までのペルー・フジモリ政権下で実施された「司法制度改革」において見出すことができるだろう<sup>(29)</sup>。なぜなら、1992年の「自主クーデタ」において典型的に見られるように、法を政治のための「桎梏」と見做した同政権は、経済発展のための法の存在意義を疑問視し、経済発展のためには権威主義的体制をも辞さず、1960年代から70年代の「法と開発」運動／研究が理論的骨子とした近代化論の「経済発展による民主化」というテーゼの陥穽を浮き彫りにしている事例であると思われるからである。

フジモリ政権下での「司法改革」の最初の試みは、1992年4月にフジモリ大統領自ら敢行した「自主クーデタ」と呼ばれた議会の解散、司法府の閉鎖を特徴とした憲法停止措置によって始まる<sup>(30)</sup>。フジモリはこれによって、「不正の殿堂 (Palacio de Injusticia)」と自らが揶揄した司法府の裁判官のみならず、憲法保障裁判所判事、検察官等を断罪し罷免した。そもそも1990年以降のフジモリ政権下での「司法改革」は、IMFや世界銀行がペルー経済の再建のために要求してきた「構造改革」の一部を成すものであり、具体的には1995年11月の「司法府執行委員会 (Comisión Ejecutiva del Poder Judicial)」の設置によって本格化することになる<sup>(31)</sup>。そこでの「司法改革」は主として、市民にとっての身近な裁判、司法官の能力養成、裁判の地方分権化、魅力的な司法官職の強化、裁判行政の合理化、司法の効率化達成のための専門知識の導入などを理念として掲げていた。また改革分野を、手続的部分に関わる領域 (lo administrativo)<sup>(32)</sup> と裁判の質を含めた裁判そのものに関わる領域 (lo jurisdiccional)<sup>(33)</sup> の2つに大別し、同執行委員会は前者を担うものとして設置された。しかしながら、「クーデタ」という「政変」に端を発した当該「司法改革」が、常に行政府の主導によるものであった点は否めない<sup>(34)</sup>。

先に指摘したように、「正義の殿堂 (Palacio de Justicia)」を意味するはずの最高裁は「不正の殿堂」と揶揄されるほどペルーにおける司法の構造的汚職の歴史は根深く、それゆえに憲法規範上は、裁判官を政治権力から独立して任命するために1993年憲法で新たに設置された全国司法官職

評議会 (Consejo Nacional de la Magistratura) の存在が重要な意義を持ってきたのであった。1993年憲法はその他にも、裁判官および検察官といった司法官養成のための司法修習所 (Academia de la Magistratura)<sup>(35)</sup> の設置を規定しているが、とりわけ1995年代後半には世界銀行が司法官養成の分野に中心的に関わっていた<sup>(36)</sup>。

そうしたペルーの「司法改革」に世界銀行が実質的に関与し、ドナーとレシピアントの利害が衝突したのが、1998年9月のペルー側が世界銀行に融資取り下げを申し入れた事件である。この背後には、当時のフジモリ政権下で政治問題化していた同大統領の「再選」ないしは「三選」問題と「司法改革」が不即不離のかたちで存在するという理由が存在した。当時フジモリ政権下では既に、「三選」問題をめぐっての司法府への干渉が大きな問題となった事件が起こっていたが<sup>(37)</sup>、世界銀行とペルー政府との利害の衝突は、行政府の干渉が全国司法官職評議会および司法修習所評議会にまで及び、同評議員等が一斉に辞任したことに端を発するものであった。これに対して、当該分野への支援をおこなっていた世界銀行が「司法の独立性」を要求したことに抗して、ペルー政府は自ら世界銀行からの融資を取り下げるに至ったのである。その際、ペルー国内においてペルー政府の決定を批判する声が大勢を占めていたわけではなかったが<sup>(38)</sup>、この事件は、「他者による法分野への介入」という側面を持たざるを得ない「法整備支援」の難しさを象徴的に示す事例であった。

## 2 ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動をめぐる評価

これまで見てきたブラジルおよびチリの例からもわかるように、1960年代から70年代のラテンアメリカ諸国では法学教育改編の重要性が強く認識されていた。ラテンアメリカにおける「法と開発」は、社会における法の役割を真摯に問い、その改革の必要性を唱道した多くの法律家の存在によって担われたことは明らかであり、その意味で、彼等の「法と開発」研究／運動の成果に関する評価が肯定的であるのは当然である。

例えば、ブラジルのラミイ (Alfredo LAMY FILHO) はCEPEDの設立当初から従来の伝統的法学教育を変革すべく腐心した人物の一人であるが、CEPEDを通じて実施された様々なプログラムは、リオの大学や企業のみならずブラジル全土に多くの反響を呼び起こし、完全な成功を収めたと指摘する<sup>(39)</sup>。またチリのCLPに深く関わった米国のメリーマン (Jhon Henry MERRYMAN) は、自ら関わったCLPを述懐した「法と開発に関するメモワール」と題する2000年の論文の中で、当時のチリ国内の大学法学部からの「要請」によって同プロジェクトが開始されたことを強調し、当該プロジェクトに直接関わった3名のチリ人研究者のCLPに関する見解を紹介しているが、そのほとんどが概ね肯定的に評価している<sup>(40)</sup>。

しかし、CEPEDやCLPのプロジェクトに関わった米国の研究者等は、むしろ両プロジェクトを支えた「法と開発」研究／運動それ自体を「失敗」と評価する。CEPED設立に深く関わり、米国の対ラテンアメリカへの「法整備支援」について論じた*Legal Imperialism*の著者ガードナー (James A. GARDNER) は、CEPEDによる法学教育改革によって得られた成果を「法的なもの」と「政治・社会的なもの」とに区別し評価する。彼は、「法的成果」として、①伝統的法学教授法への批判とそうした教授法の衰退を可能とし、これによって法曹界を分断化・多元化し、②法律家

のテクノクラート化をもたらした点をあげる。彼はまた「政治・社会的成果」として、③上記①の法曹界内の分断化が進み、伝統的には自立的な専門家集団 (professional class) と見做されてきた法律家に対する観念が後景に退くことによって、国家政策への潜在的な反対勢力として形成され、④ブラジル法律家集団のテクノクラートの部門は国家政策の成員 (agent) となっていたと指摘する。そして彼は、全体的にはCEPEDのインパクトはきわめて限られたものになっていると評価し<sup>(41)</sup>、「法と開発」研究／運動に関わった米国人は、そもそも第三世界の法文化についてはほとんど知らないに等しく、それゆえに自らが知り尽くしている米国の法文化に依拠する傾向があったと述べる<sup>(42)</sup>。

他方、CLPにおけるチリ国内の「要請」を強調したメリーマンは先に述べた論文の中で、当該プログラムには米国からの「押しつけ」的要素が存在したのではなく「無垢の介入 (immaculate intervention)」であったと結論づける<sup>(43)</sup>。とりわけチリの場合には、1970年のアジェンデ社会主義政権の誕生やその3年後の軍事クーデタの勃発といったチリ国内の政情に大きく影響された点、そして権威主義体制の下での支援をおこなっていく用意がなかった点を指摘する<sup>(44)</sup>。彼はまた、CLPを含めたラテンアメリカに対する米国の法整備支援を検討し、こうしたかたちでの「法整備支援」でアメリカの法学教育を良きものとして普及させることを使命とした米国学学者たちは法的帝国主義者 (legal imperialist) であったと結論づけるガードナーの所論に対して、他の事例においてはそうであったかもしれないが、CLPにおける支援は先に述べた「純粋な介入」であったとして、CLPの動機と実施方法の違いを強調するのである<sup>(45)</sup>。

確かに、ブラジルおよびチリにおける「法と開発」研究／運動のインパクトは、チリの例が示すように、その後の軍事政権体制によって大きく減殺されることになる。しかし、ラテンアメリカにおいて法学教育改革に対する一部の法律家の強い関心は存在し、それが米国型法モデルの移植を試みる「法と開発」研究／運動と合致していた。その中で、米国によるラテンアメリカ諸国への支援においては、「法的帝国主義」へ陥る危険性が強く意識されていた点は留意してよい。ラテンアメリカへの移植が図られた米国型法モデルの中核には、米国型の法学教育と密接に関わる、法による社会構築という「法工学 (legal engineering)」および「開発のための法」という「法道具主義 (legal instrumentalism)<sup>(46)</sup>」が含まれていたとされるが、こうした法の捉え方そのものが、異なる法の概念と現実を有するラテンアメリカ社会では本来予定されていない仕方で機能し得るということは、容易に考えられることである。ガードナーは、ブラジルにおいてその後CEPEDモデルの中には使い尽くされ拒否されたものもあるが、「法工学」と「法道具主義」は、企業および国家のテクノストラクチャーに組み込まれることを欲する法工学専門家 (legal engineer) たちと公共部門において受容されていくことになると述べる<sup>(47)</sup>。そこには、「法道具主義」そのものの中に、権威主義体制と適合する内在的契機が存在が窺われるのである。

### 3 ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動を見る2つの文脈

以上、ラテンアメリカの事例とそれをめぐる評価を概観してきたが、ラテンアメリカにおける米国の「法と開発」研究／運動を見る場合には、これを規定した外在的な要因も看過してはならない。その一つは、当時の米国とラテンアメリカの関係を含めた国際政治の文脈であり、他の一

つは、ラテンアメリカ諸国における統治社会構造との関係である。なぜなら、この2つの側面に留意することは、今日、「失敗」と回顧されるラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動の——推進者の主観的意図とは必ずしも合致しない——「陥穽」を示していると言えるのであり、ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動のありようを捉える際の不可欠の視点であると思われるからである。

### (1) 国際政治の文脈

ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動は、当時の米国とラテンアメリカ諸国をめぐる国際状況を抜きにして正確に把握することはできない。すなわち、冷戦が激化しつつあった当時の国際状況の中で、ラテンアメリカに対して展開された米国の「法と開発」研究／運動は研究と国家政策が結びつくことによって、常に「反共」のイデオロギーと結びついていた。1959年にキューバ革命が起こり、1970年にはチリでアジェンデ社会主義政権が誕生することになるラテンアメリカに対し、1961年J.F.ケネディ大統領は「進歩のための同盟 (Alliance for Progress, Alianza por el Progreso)」を発足させることによって、各国軍部にキューバ革命の影響による共産主義の萌芽を取り締まらせ、そのためには自由や権利の抑圧をも辞さない軍事政権をも支持した。1966年、法学教育改編がCEPED設立によって行われていたブラジルは1964年の軍事クーデタによって既に軍事政権下にあった。また、1967年に開始されたチリのCLPにおける米国の認識も、そうした「進歩のための同盟」と同じイデオロギ的基盤の上に立ち立てられ、同じ目的を共有し<sup>(49)</sup>、結局はチリの国内政治によって頓挫したというものであった。これに関しCLPの中心的人物であったメリーマンは、同プログラムが最終的には失敗に終わったことについて、1960年代末の冷戦が頂点に達していた時期には、善意で政治とは無関係 (benign and apolitical) であるはずのフォード財団さえ、米国中央情報局 (CIA: Central Intelligence Agency) の「隠れ蓑」であり、それと関わる人々および機関は「アメリカ帝国主義の回し者」という猜疑心から逃れることはできなかったと述べる<sup>(49)</sup>。

翻って、ペルーにおいて行われていた現在の「法整備支援」も、援助主体および形態こそ異なるとはいえ、国際的に進行する「グローバル化」が要求する自由化のための国家構造改革の一部を成すものであることは既述の通りである。そこでは、かつてCEPEDモデルが一定の資本主義を前提としていたことを想起する時、現在の援助主体が世界銀行やIMFといった国際機関に替わってきたとはいえ、そこに、現在の米国の資本主義を担保するための米国政府とアメリカ大企業の意向が反映されているのだとすれば<sup>(50)</sup>、現在、世界銀行を中心として展開されている「法整備支援」にも、1960年代から70年代当時と類似の構造を見て取ることは可能であろう。

### (2) 統治社会構造

ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動を見る場合に考慮すべきもう一つの文脈が、ラテンアメリカ諸国の「統治社会構造」である。当時のブラジルは「官僚主義的権威主義 (autoritarismo burocrático)」と呼ばれた軍事政権による統治体制が既に存在していたし、チリにおいてはCLP終了後の数年後に軍事政権が誕生する。ペルーにおいては、常に「強い行政府」が司

法制度改革のイニシアティブを取ってきた。この点は、司法改革を断行したフジモリ政権に対する批判が、その「権威主義的」性格に向けられていたことから窺える。もっとも、ブラジルおよびチリの場合には局部的であるとはいえ、法律家を中心となって法律家養成の分野からブラジルにおける法の在り方への変革を試みるというありようを示したのに対し、ペルーの場合には、常に行政府が主導となったという違いがある。しかしながら、「グローバル化」の有無という異なる時代状況を捨象してみても、ラテンアメリカに対する法整備支援の対象領域として常に経済分野が中心に据えられてきたという特徴は、「強い行政府」の主導による国家開発のための司法制度改革と、「強い行政府」が転化しやすい権威主義体制に伴いがちな自由の制限や権利保障の希薄化という一般に「開発主義か民主主義か」という構図で描かれるジレンマが潜んでいる。

こうした構図は、ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動を、同地域において歴史的に形成されてきたラテンアメリカ諸国の統治社会構造との関わりで捉えなければならない。すなわち、規範的にも動態的にも強大な「大統領制型」の統治構造を支えるラテンアメリカ社会は、植民地時代以来形成されてきた階層制を大きな特徴としているのであり<sup>61)</sup>、ブラジル、ペルーといった国々においては「人種」的要素もここに加味されなければならないだろう。ラテンアメリカ諸国の統治社会構造についてこうした認識に立つのであれば、そもそも法がそうした階層間にどのように作用し、また異なる階層間で受け止められ方の違いが存在するはずである。例えばブラジルにおいて、伝統的教授法の改革の必要性を強く認識していた研究者や学生たちにとって、CEPEP設立はきわめて重要な意味を持っていたはずであるが、そうした法律家というエリート集団の傍らで、一貫して司法とは縁遠い同じ「市民」が存在し続けてきたことを看過すべきではない。米国はブラジルの法文化を法制度機能のための桎梏と見做したが、法文化の基盤が社会にあるのだとすれば、法を統治社会構造との関わりで捉える視角は、ラテンアメリカにおける「法と開発」研究／運動を捉える際には一層不可欠のものとなる。

## おわりに

以上の考察から、ラテンアメリカにおける米国の「法と開発」研究／運動において、次の点を確認しておきたい。第一に、ラテンアメリカ諸国内部での法学教育改革の要請と米国での「法的帝国主義」への緊張感が並存した点である。既述の通り、ここでは、ラテンアメリカにおける法制度改革の必要性を認識していた法律家は一部であり、米国のそうした緊張感は同時に「無垢な介入」という主観的意図と共存していた。ブラジルにおける法学教育改革が全国規模には及ばず、チリの事例での改革拠点の「南下」からすると、米国の「法と開発」研究／運動の成果はきわめて局部的なものに留まった可能性がある。第二に、米国によるラテンアメリカ諸国への「法と開発」の名の下に展開された「支援」は、当時の「反共」という国際政治の文脈と、ラテンアメリカ諸国の統治社会構造との関わりで見なければならないことは既に指摘したところであるが、第一の点と併せて、ラテンアメリカにおける米国の「法と開発」研究／運動は、ラテンアメリカ諸国に固有の文脈に位置づけられたものではなかった。「他者による法分野への介入」が「法的帝国主義」に転化しやすいとする米国側の認識はこの文脈で理解されるべきものと思われる。

そこで、今後、ラテンアメリカにおける米国の「法と開発」研究／運動の全貌を明らかにする



ために、以下の点が課題となろう。第一に、既に若干触れた点であるが、米国がラテンアメリカに対して「間接的」かつ「暗黙に」移植しようとした米国型法モデルが、ラテンアメリカの文脈に即していかなる機能に「転化」するのかという点である。「法道具主義」が米国による支援終了後の軍事政権下で「機能」したのだとすれば、そもそも自由や民主主義のための法が、それとは対立物であるはずの権威主義や独裁と適合的に機能する背理をもたらすことになるが、3で指摘した統治社会構造の文脈はこの目的に資する視角であると思われる。第二に、援助主体がいかに公正・中立性を表明しても、「法整備支援」はそれが国家の法制度構築に関わる以上、当該国家の政治経済状況と、「国家政策」としての「法整備支援」の性格を明らかにしていく必要がある。米国の「開発のための法」という理念と「反共」という国家政策の下で、ブラジルは1960年代に「ブラジルの奇跡」と呼ばれるほどの経済成長を軍事政権下で達成し、CLPが終了した後のチリの軍事政権においても同様であった。「権威主義的」と批判されたペルーのフジモリ政権においては、「グローバル化」の下での新自由主義的経済政策の導入によって経済成長を達成した。

こうして見ると、ラテンアメリカにおける米国の「法と開発」研究／運動は、主観的にはそれに対して「無垢に」コミットした米国人の学者や実務家が如何に「法の伝道師 (legal missionary)<sup>(62)</sup>」を自称したところで、「法」という領域への「支援」という性格を免れない以上、「法的帝国主義」の危険性を随伴していることを示す事例だと言える。しかしそれにも増して重要なことは、米国の「法と開発」研究／運動からは、「支援」されるレシピアントの側に法制度改編へのどれほど強いモチベーションが存在するにせよ、これを自国の力で達成できないという「途上国における法制度改革」に通底するジレンマの存在を読み取ることができる点にある。そうだとすれば、やはり米国の「法と開発」研究／運動には、なお、「近代の陽画と陰画」の構図が存在すると言わなければならない。

## 注

- (1) 米国の Law and Development に関しては、それを Study と捉えるものもあれば、Movement とする見解も存在する (Cf. Brian Z. TAMANAHA, "The Lessons of Law-And-Development Studies", in *The American Journal of International Law*, Vol. 89, 1995, pp. 470-486; James A. GARDNER, James A. GARDNER, *Legal Imperialism - American Lawyers and Foreign Aid in Latin America*, The University of Wisconsin Press, 1980)。ラテンアメリカにおける「法と開発」を扱う本稿では、そうした両側面が結びついたものとしての視角が必要であると考えことから、以下では、「法と開発」研究／運動」と表記する。また、松尾弘「法と開発研究の展開—最近の動向に焦点を当てて—」名古屋大学法政国際教育協力センターほか『名古屋大学アジア法整備支援研究会報告集』(2003年6月)、55-57頁も参照。
- (2) 1492年のコロンブスによる新大陸発見以降の歴史について、1992年の500周年にこれを「発見」と見るスペインと、反対に「侵略」と捉えるラテンアメリカ諸国との認識の違いが大きな論争となった。こうした見方は、つまるところ「近代西欧」そのものの評価如何に関わることになるが、ここでは、これら両者を念頭に置きつつ「遭遇」という用語を使用している。この「遭遇」500周年を期に刊行された、歴史学研究会編『南北アメリカの500年全5巻』(青木書店、1992-93年)を参照。
- (3) これは、辻豊治「ラテンアメリカの国家とその危機」木村靖二ほか編『現代国家の正統性と危機』(山川出版社、2002年)200頁で、「新大陸がヨーロッパ近代に包摂されることによって近代世界システムが成立した」という文脈で用いられている。本稿ではこれを法の領域に置き換えて、「普遍的」人

- 権概念を掲げた近代西欧の「光」は、植民地支配という「影」によって支えられていたという側面を重視する含意で用いている。前掲注2で示した「遭遇」に関する認識も、この点と関わっている。
- (4) 例えば、スペインの1812年カディス憲法やフランスのナポレオン法典などがその顕著な例であろう。前者はブラジル以外のラテンアメリカ諸国でも施行されたのであり、後者については、ラテンアメリカ諸国の民法典および商法典の制定に大きな影響を及ぼした。しかしここでの「法整備支援」は、これらの法典を範にしたのは独立およびその後の国家建設という歴史的事業の直接の担い手であり、主体としての主権国家を前提とした法整備「支援」とはその性格も形態も異なることは言うまでもない。
- (5) James A. GARDNER, James A. GARDNER, *Legal Imperialism-American Lawyers and Foreign Aid in Latin America*, The University of Wisconsin Press, 1980, p.27.
- (6) そして、そうすることによって米国の法整備支援は、特定の制度ないし手段を直接輸出 (direct export) するのではなく、法支援、法学教育、法モデル、概念、価値、理念の間接的移植 (indirect transfer) を通じて機能していた (Cf. James A. GARDNER, op. cit., pp.13-14.)。
- (7) 開発法学の分野からラテンアメリカを扱ったものとして、参照、矢谷通朗「ラテンアメリカ」安田信之編『第三世界開発法学入門』(アジア経済研究所、1992年)、第7章、147-177頁。
- (8) ブラジル、チリ以外では、ペルー (1968年)、コロンビア (1969年) に法律家養成プログラムが実施された (James A. GARDNER, op. cit., p.191)。ただこの時期、コロンビアを除く国々はいずれも軍事政権下にあったか、それに突入する時期であったという点は、米国による法整備支援を捉える上では留意しておいてよい。
- (9) 例えば、以下に述べる CEDEP 設立に深く関わったブラジル側の学者ワルドゥ (Arnold WALD) は次のような認識を示している。すなわち、①学生の興味関心を触発しない伝統的法学教授法、②法律の解釈や学説についての知識が跋扈する難解な法学空間 (cultura jurídica esotérica) ではなく、他の社会科学領域との関連性をも取り込んだ統合的空間 (cultura integrada) の形成の必要性、③一方的教授ではなく学生との対話・議論による判例研究方式確立の必要性、④学生に現実の問題状況の中で法的解決を探る思考を身につけさせるための方法論の必要性、である。Arnold WALD, "Criação do CEPED", Transcrição de palestra proferida em 1967, <http://www.cedpetrp.org.br/ceped/site/hist.htm>
- (10) CEPED の最初のセンター長を務めたサ・ヴィアナ (Caio Tácito SÁ VIANNA PEREIRA DE VASCONCELLOS) は、CEPED の誕生は自分のイニシアチブに因るところが大きいと述べる。Caio Tácito SÁ VIANNA PEREIRA DE VASCONCELLOS, "Como foi criado o CEPED?", <http://www.cedpetrp.org.br/ceped/site/hist.htm>.
- (11) ブラジルでは屈指のビジネス・スクールであり、当時のブラジルにおける「法と開発」研究／運動において、とりわけ経済学の分野で大きく関わっていた。この基金については、参照、<http://www.fgv.br/>。
- (12) CEPED による法律家養成プログラムは1966年から73年まで大学院レヴェルで実施され (Arnold WALD, op. cit.)、授業そのものはドナーであるジェットゥリオ・ヴァルガス基金でおこなわれていた (Cf. Caio Tácito SÁ VIANNA PEREIRA DE VASCONCELLOS, op. cit.)。
- (13) またそれは、実際にはそれほど実感されなかった (more subtle) でおこなわれていた。James A. GARDNER, op. cit., p.70.
- (14) James A. GARDNER, op. cit., p.69.
- (15) James A. GARDNER, op. cit., p.75.
- (16) James A. GARDNER, op. cit., p.76.
- (17) これは、米国のブラジルへの「法整備支援」についての米国人の法学者ローゼン (Keith ROSEN) の表現である。James A. GARDNER, op. cit., p.61.
- (18) Ibid.
- (19) James A. GARDNER, op. cit., p.67.

- (20) さしあたりブラジル法文化とポルトガルとの関わりについて、参照、ダルモ・デ・アブレウ・ダラーリ「ブラジル国家、社会および法文化」矢谷通朗、カズオ・ワタナベ、二宮正人編『ブラジル開発法の諸相』（アジア経済研究所、1994年）、第1章、5-28頁。二宮正人／矢谷通朗編『ブラジル法要説』（アジア経済研究所、1993年）、20-21頁。ブラジル社会において法規範と実際の適用の場面での「齟齬」をもたらす重要な社会的慣習としての“Jeito”（要領・方法・技）について、参照、Keith S. ROSENN, “The Jeito Brazil’s Institutional Bypass of the Formal Legal System and its Developmental Implications”, *The American Journal of Comparative Law*, Vol.19, 1971, pp.514-549.
- (21) James A. GARDNER, op. cit., p.63. CEDEP 設立に関わったブラジル人法学者の中でも、こうした「現実」についての認識はされていた (cf: Alfredo LAMY FILHO, “A crise do ensino jurídico e a experiência do CEPED”, <http://www.cedpetrp.org.br/ceped/site/hist.htm>).
- (22) これは1960年代後半のラテンアメリカ全体において見られた認識であるという。John Henry MARRYMAN, “Law and Development Memoirs I: The Chile Law Program”, *The American Journal of Comparative Law*, Vol.48, 2000, p.481.
- (23) 当時フォード財団の副総裁であったホワード (John HOWARD) およびスタンフォード大学のメリーマン (John Henry MERRYMAN) である。
- (24) コンセプション大学 (Universidad de Concepción)、バルパライソ・カトリック大学 (Pontificia Universidad Católica de Valparaíso) であるが、チリ・カトリック大学 (Pontificia Universidad Católica de Chile) は2年目から参加することになる。
- (25) John Henry MERRYMAN, op. cit., pp.483-484.
- (26) John Henry MERRYMAN, op. cit., pp.484-485.
- (27) このプログラムの中心的役割を担ったメリーマンによれば、当該プログラムを実施するにあたり、「ケース・メソッド」があらゆる問題の万能薬であり、米国法学者がその「伝道者」であるというチリ人の固定観念を解き、米国には法学教育の目的、方法、教材に関する多様な考え方が存在することを紹介し、それを彼等が批判的に検討するというスタンスを貫いたと述べる。John Henry MERRYMAN, op. cit., p.486.
- (28) John Henry MERRYMAN, op. cit., p.490-491.
- (29) 2004年1月22日、筆者がアンデス法律家委員会 (Comisión Andina de Juristas) のゲバラ氏に行ったインタビューによれば、フジモリ政権失脚後の今日においても、ペルーにおいて「法整備支援」はとりわけ刑法改正の分野において、USAIDの援助を受けながらおこなわれているが、その額・規模はともにフジモリ政権時代に比して低下したという。これにペルー側から積極的に取り組んでいるのがアンデス法律家委員会であるが、これはペルーの首都リマに本部を置く1982年に設立された非営利の私的国際機関であり、アンデス諸国 (ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア、チリ) における法治国家、民主制度、人権保障のための活動をおこない、各国の司法制度改革においても重要な役割を担っている。同委員会については、参照、<http://www.cajpe.org.pe/>
- (30) 当該クーデタの背景およびその実態 (特に行政府による司法府への介入) については、参照、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに—— (一)』『法政論集』第193号 (2002年)、第2章第1節、168-179頁。
- (31) ペルーの司法改革については、Marcial RUBIO CORREA, *Quítate la venda, para mirarme mejor*, DESCO, Lima, 1999が詳しい。本稿も多くを同書に依っている。また、Linn A. HAMMERGREN, *The Politics of Justice and Justice Reform in Latin America A Case Book*, The Peruvian Case in Comparative Perspective, Westview Press, 1998も参照。
- (32) 健全な裁判システムのために必要な基礎インフラの整備、未決訴訟事件の軽減、司法府機関職員の合理化等を含むものであり、市民に身近な裁判という観点から、巡回裁判所など地方の農村地帯に裁判所施設を増設することによって、司法の地方分権化を狙いとするものであった。

- (33) これはより直截に、裁判の質・内容に関わる領域であり、ここでは最高裁の、憲法社会、民事、刑事といった従前の各法廷を、さらに専門に応じた「専門特別法廷 (salas corporativas)」へと拡大する試みがなされた。
- (34) 後に触れるが、そもそも第二次フジモリ政権下での「司法改革」は、同時期に最大の政治問題となっていたフジモリ大統領の「再選」あるいは「三選」問題と密接に関わっていたのであり、フジモリ政権下での司法改革への批判のほとんどがこの点に向けられていた。この「再選」あるいは「三選」問題については、参照、拙稿、「ペルー大統領選挙から何を讀みとるか」『法学セミナー』(2000年9月号)、57-59頁、および同「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——(二)」『法政論集』第194号(2002年)、250-262頁。
- (35) しかしながら司法権を構成するとされるこの司法修習所は、憲法規定上は全国司法官職評議会の章に置かれており、憲法規範体系の欠如を示しているとも言える(Cf. Marcial RUBIO CORREA, *Estudio de la Constitución Política de 1993*, Pontificia Universidad Católica del Perú Fondo Editorial, Lima, 1999, pp.232-235.)。
- (36) この点に関して、参照、大野泉『世界銀行 開発援助戦略の変革』(NTT出版、2000年)、141-145頁。
- (37) これについては、参照、拙稿、前掲注34(2002)、168-179頁。
- (38) 筆者は当時ペルーに在住していたが、主要な新聞の論調は政府批判のものが多かった。
- (39) Alfredo LAMY FILHO, "Acrise do ensino jurídico e a experiência do CEPED", <http://www.cedpetrp.org.br/ceped/site/hist.htm>
- (40) John Henry MARRYMAN, op. cit., pp.494-497. そこでは、第1回研修生であるクエノ(Andrés CÚENO MACCHIAVELLO)、第2回研修生ドミンゲス(Ramón DOMINGUEZ)、ならびに第1回研修生フィゲロア(Gonzalo FIGUEROA YAÑEZ)の見解が紹介されている。クエノはCLPに関して、それを米国帝国主義であるとする見解は少数派であったとし(op. cit., p.494.)、フィゲロアはCLPの精神は90年代の今でも生き続けていると述べる(op. cit., pp.496-497.)。ドミンゲスは、CLPの試みは時期尚早の感があり、自由主義経済システムが人々によって受容されている今ならより良い成果をもたらしたかもしれないとしながらも、問題は米国に関してであり、今や米国の法曹界はラテンアメリカの法制度改革に関心を示さず、我々も米国は我々に関心を示していないと感じているが、それは恥ずべきことだからであると批判する(op. cit., p.496.)。
- (41) James A. GARDNER, op. cit., p.9 e pp.99-101.
- (42) James A. GARDNER, op. cit., p.9 e pp.101-102.
- (43) John Henry MARRYMAN, op. cit., p.492.
- (44) John Henry MARRYMAN, op. cit., p.498.
- (45) John Henry MARRYMAN, op. cit., p.497.
- (46) アメリカにおける法道具主義に関しては、さしあたり、参照、松浦好治「法道具主義と人間の尊厳——ハウムズの法思想と現代——」今井弘道編『法思想史的地平』(昭和堂、1990年)、161-184頁。
- (47) James A. GARDNER, op. cit., p.9 e pp.124-125.
- (48) John Henry MARRYMAN, op. cit., p.481
- (49) John Henry MARRYMAN, op. cit., pp.492-493.
- (50) こうした点に関して、恒川恵市「開発経済学から開発政治学へ」川田順造ほか編『岩波講座開発と文化6 開発と政治』(岩波書店、1998年)、1-28頁が興味深い。
- (51) ペルーにこうした階層化社会という認識から統治構造を捉えようとしたものとして、参照、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造——大統領の再選問題を手がかりに——(三・完)」『法政論集』第195号、2003年、247-251頁。

(52) James A. GARDNER, op. cit., p.283.

#### 基本文献

- Brian Z. TAMANAHA, "The Lessons of Law-And-Development Studies", in *The American Journal of International Law*, Vol. 89, 1995
- James A. GARDNER, James A. GARDNER, *Legal Imperialism-American Lawyers and Foreign Aid in Latin America*, The University of Wisconsin Press, 1980
- John Henry MARRYMAN, "Law and Development Memoirs I: The Chile Law Program", *The American Journal of Comparative Law*, Vol.48, 2000
- Linn A. HAMMERGREN, *The Politics of Justice and Justice Reform in Latin America A Case Book*, The Peruvian Case in Comparative Perspective, Westview Press, 1998
- Marcial RUBIO CORREA, *Quítate la venda, para mirarme mejor*, DESCO, Lima, 1999
- 安田信之編『第三世界開発法学入門』（アジア経済研究所、1992年）
- 矢谷通朗、カズオ・ワタナベ、二宮正人編『ブラジル開発法の諸相』（アジア経済研究所、1994年）